

千葉県保育園・認定こども園等における医療的ケア実施園の募集について

近年の医療技術の進歩に伴い、日常生活の上で医療的ケアを必要としている子ども（以下「医療的ケア児という。」）の数は年々増えており、本市においても医療的ケア児の保育利用相談が相次いでいます。

また、令和 3 年 9 月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されたことを受け、医療的ケア児の受け入れの拡充が求められていますが、市内に医療的ケア児を受け入れられる園（5 園）が少なく、医療的ケア児とその保護者の方の選択肢が狭まっている状況です。

つきましては、**医療的ケア児の積極的な受け入れについてご検討いただきたく、ご連絡**です。

1. 本市における保育園・認定こども園等で実施する医療的ケアの内容

経管栄養（経鼻、胃ろう、腸ろう）	導尿
喀痰吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内）	血糖測定、インスリン注射
酸素療法（酸素カニューレ、酸素マスク）	人工肛門、膀胱瘻の管理

2. 医療的ケア児の預かり時間、入所までの流れ等

（1）本市では、医療的ケアを実施する時間の範囲は、平日（月～金）9:00～17:00（1日8時間）の範囲内としています。（1号認定児童については9:00～14:00）

（2）医療的ケア児の受け入れにあたっては、千葉県障害児等保育審査指導委員会[※]に集団保育の可否を諮り、集団保育が可能となった児について、入所調整を行います。

※医師 5 名、大学教授 1 名を含む計 10 名の委員で構成される附属機関

（3）医療的ケアは、看護師に実施していただくことになります。

3. 医療的ケア児の受け入れていただける場合の手続き等

（1）幼保指導課との事前相談

医療的ケアが実施できるスペースを確認させていただくとともに、「千葉県保育園・認定こども園における医療的ケア実施ガイドライン」に沿ってご対応いただきたい内容についてご説明させていただきます。

（2）看護師の確保

上記 2（3）のとおり、医療的ケアは看護師に実施していただくことになるため、看護師の確保[※]が必要となります。なお、医療的ケアを実施する看護師については、下記 4（2）のとおり、人件費にかかる補助制度があります。

※既に園にいる看護師に医療的ケアを行っていただいても構いません

4. 医療的ケア児の受入を行う場合の市からの支援

（1）受入に係る全般的な相談支援

幼保指導課に看護師がおりますので、お気軽にご相談ください。

(2) 財政的な支援（いずれも看護師配置した場合の令和5年度単価）

①施設型の園の皆様

配置基準補助金（特定加算分1） 年額 3,714,000 円

②地域型の園の皆様

施設運営費 年額 3,714,000 円（ただし、給付費（障害児保育加算）分を差し引いた金額）

※月毎の人員の配置状況によって金額は変動しますので、予めご承知おきください。

5. 新たに医療的ケア児の受け入れを検討いただける場合の窓口

医療的ケア児の受け入れをご検討いただける場合は、お気軽に幼保指導課 指導班（245-5727）までお問い合わせください。

また、検討にあたり「千葉県保育園・認定こども園における医療的ケア実施ガイドライン」の内容を確認したい場合には、ご連絡をいただければガイドラインを提供させていただきます。

■参考：本市の受け入れ状況

(R5.11.1 現在)

	実施園数	受け入れ児童数
公立保育所・認定こども園	3 園	5 名
民間保育園	2 園	6 名

【問い合わせ】

(医療的ケア児の受入について)

幼保指導課 指導班（藤谷・坪倉）

245-5727

(医療的ケア児に係る補助金について)

幼保運営課 助成1班

施設型：渋谷 地域型：村松

245-5729